

三不三信の研究

森
慶樹

三不三信の研究

○三信と本願三心の関係

本願の三心と『論註』の三信（三不信）との関係に就いて、古来より先哲に二義がある。

「答云、古来二説あり、一には淳心・一心・相続心は、次の如く本願の三信に配すとす、淳心は純粹厚朴の義なれば、至心に配当すべく、一心は『略書』に「一心即是深心」とあるが故に、願文に配せば信樂に当るべし。又相続心は其心相欲生を主とす。作得生想が等流相続して、一生涯に通ずるが故なりとす。二には三信は俱に他力の一心を顯すものなれば、稍相同ずる辺ありと雖も、彼此全然配当すべきものにあらず。欲生とは作得生想にして、是初起一念の心相なれば、局りて相続心とはすべからず。又深心は淳心に親しき義ありて、限りて一心に配すべからず。又此三信は、本願の三信の如く、約仏の釈をなすべからざるが故なりとす。」

（佐々木鐵城和上『宗義要論』70頁）

つまり先哲の二義とは次の二である。

- 1 三信を本願の三心にそれぞれ順次に配当する
- 2 三信は本願の信樂を開くのみで、至心欲生の二心には配当しない

今は2の義を取る。その主な理由として次の二由を挙げておく。

- ・欲生は相続心に限らない
- ・『信巻』一念転積に三信が皆存する

義山和上は次の様に、六由を挙げられている。就中（是三）と（是五）が、今挙げた二由にあたる。

「義山の本典摘解は三共に信樂となす義を取るに六由を立て、「本願の三とは約仏の義のあり、今は不如実に対す、立つる所は如実能信の名なるが故に約仏の積をなすべからず（是一）要集下に淳心を換ふるに深心を以てす（是二）欲生は是れ往生決定の想なり、何ぞ但相続心ならんや（是三）高祖数々此積を讃揚するは是れ機受を詳にするに由る、若し本願の三に異らずば則ち別に功なし、何ぞ特に鸞・綽の發揮する所とせん（是四）、信末略書、淳一相続を以て一心一念の異目となす（是五）、未だ至欲の二心を以て不如実に揀ぶを見ず、二心彼に亦之あるが故に（是六）」
（『仏教大辞彙三』【三不三信】1733頁）

○三信の中心

次に三信の關係に就いて考える。三信は「三句展転相成」（『聖典全書三卷』386頁）「迭相收攝」（『聖典全書一卷』606頁）の釈より窺うに、三信は皆同格で主伴なく中心もないように見える。しかし次の様に是山和上は一心を中心とされる。

「一者・二者・三者、如実修行の信心を、論主の一心に会するより推すに、三心は即ち一心でありて、一心を開いたものが、前後の二心なれば、條然たる次第のあるに非るも、且く体相用に約して、一二三の言を立て、以て是非を甄覈したもの」

(是山和上『往生論註講義』146頁)

一心は論主の建章の一心にして三信中の中心であり、これを開いて前後二心となされるのである。

然るにここで、一心を中心とするならば三信は同格ではなく、よつて「三句展転相成」「迭相收攝」と云い得ないのでないかという疑問が生ずる。だがこれは少し考えれば分かる様に、三信皆決定心なるが故に展転相成するのであり、同格かどうかは関係ないので問題はない。

本論文では、この一心を中心とする義を取る(但し体相用に約す義は取らない)。何となれば次の三由が挙げられる。

1 一心は建章の一心に対応するが故に

建章の一心に対応することは、次の三信釈の文より云える。

「此と相違せるを如実修行相応と名く。是の故に論主建めに我一心と言へりと。」

(『聖典全書三卷』386頁)

2 『信卷』の一念転釈に於て、決定心と一心の間に淳心相続二心を配する

決定心とは一心のことである。この決定心と一心に挟まれた、淳心と相続心は一心の内容であると解することが

できる。

「堅固深信即ち是れ決定心なり。決定心即ち是れ無上上心なり。无上上心即ち是れ真心なり。真心即ち是れ相続心なり。相続心即ち是れ淳心なり。淳心即ち是れ憶念なり。憶念即ち是れ真実の一心なり。」

（『聖典全書三卷』95頁）

3 一心と前後二心に釈相の相違が存する

『論註』讃嘆門に於て、一心は直ちに決定心を釈し、前後二心は疑心の相より反顕する。これに就いては次下に詳解する。

○一心と前後二心の釈相の相違

一心と前後二心の釈相には相違が存す。『論註』の三不信の文は次の如し。

「一には信心淳からず、存するが若し亡ずるが若きの故に。二には信心一ならず、決定无きが故に。三には信心相続せず、余念間つるが故なり。」

（『聖典全書三卷』386頁）

この文の内容を簡潔に示せば次の様になる。

・不淳心 ∴ 若存若亡故に
 ・不一心 ∴ 無決定故に
 ・不相続心 ∴ 余念間雜故に

ここで中間の不一心の釈のみ「無決定」と否定の釈になっていることに注目すべきである。

『論註』は三不信を釈すが、ここで簡潔の為に三信を釈したものと表現し直すと、次の様になる。

・淳心 ∴ 若存若亡の否定
 ・一心 ∴ 決定心
 ・相続心 ∴ 余念間雜の否定

この様に、一心は直ちに信心の当義の決定を以て釈するのに対し、前後二心は、決定に対する不定の相を以てこれ反顧しているのである。即ち、三信皆決定心なれども、一心は信心の当義として直ちに決定心と釈し、淳心は不定（若存若亡）の否定を以て、この決定心を純朴の義で釈し、相続心も不定（余念間雜）の否定を以て、これを相続の義で釈される。一心は直ちに釈すのに対し、前後二心は疑心の否定として釈されているのである。

よって、三信中の一心と前後二心は釈相に相違があり、一心は直ちに信心の当義を釈するが故に、三信の中心と解すべきである。

○一心と前後二心の所顯の相違

では一心と前後二心の積は、改めてどの様な相違があるのだろうか。それぞれ何を顕しているのだろうか。

それは上述の様に一心は決定の義であり、これは信心の当義である。対して前後二心、即ち淳心の若存若亡の積と相続心の余念間雜の積は、心相の積とみるのが妥当である。

また一心は相応（「如実修行相応」）の義を顕し、対して淳心、相続心は如実の相を示すと考えられる。何となれば、次の様に『二門偈』には淳心なるが故に如実と釈され、『信卷』には真心を相続心、淳心と転釈されているからである。

「三信相応せむは是れ一心なり 一心は淳心なれば如実と名づく」

（『聖典全書二卷』320頁）

「真心即ち是れ相続心なり。相続心即ち是れ淳心なり。」

（『同』95頁）

一心の信心を以て名号真実法に相応する。真実の法に相応するを以ての故に、その心相たる淳心、相続心の心相もまた真実にして如実の相と解される。略示すれば次の如し。

・ 一心 ∴ 相応 ∴ 一心を以て真実に相応

・ 淳心、相続心 ∴ 如実 ∴ 真実に相応する故にその心相も真実（如実）

真実の心相とは具体的に如何なる心相かというと、淳心は表裏なき相であり、相続心は移動せざる相である（註）。

○若存若亡と無決定の相違

古来より三不三信の論題に於て、淳心の若存若亡と、一心の無決定との相違に就いて議論がある。若存若亡とは、猶予不定の相であり、猶予不定とは言い換えれば不決定の謂であらう。これらをどの様に区別すべきであらうか。善讓和上は次の様に云われている。

「問、若存若亡は即ち無決定にして且信且疑の相なり、何ぞ二因故を分つて不淳不一とするや。

答、若存若亡は一物不淳の趣、無決定は信疑の二心交起して不一の相を示す、共に且信且疑なれども其心相に就いて不淳を取り不一を取るの異なり」
(『百論題上』139頁)

また義山和上は次の様に云われている。

「問、若存若無決定と云何が義別ありや。

答、若存若亡は一相不淳なり、無決定は二相不決なり、一相不淳とは、或時は往生せられんと、心一相に決したれども、底心に若し間違はすまじきかの恐あり、或時は往生なるまじと、心一相に定まりたれど、底心に若しや往生せられんかの憑あるを云ふ、二相不決とは往生なるべきか、せられまじきかの二心牛角に並起し、判決せられざるを云ふなり。」
(『同』143頁)

義山和上の義を略示すれば次の如し。

- ・若存若亡 …… 一相不淳 心一相に定まりたれど猶予を存す
- ・無決定 …… 二相不決 二心並起し、判決せられざる

然るに、若存若亡を一相というが、それは疑心である以上は結局は二心不決定の状態であろう。そうするとやはり両者は同じと見る他ない。ではどの様に若存若亡と無決定の釈を分別すべきであろうか。

今謂く、上述の様に一心と前後二心の釈相を分別すれば、これは解しやすい。若存若亡と無決定を共に心相を釈したものとする、両者は同じとなる。然し上述の様に、一心は信心の当義として決定を釈すものである。一方で若存若亡の釈はこの決定心の心相を具体的に示すものとして、淳心の説明に用いられるのである。心相を釈すのは前後二心だからである。今義を略示すれば次の如し。

- ・決定 …… 一心（信心）の当義を出す
- ・若存若亡（の否定） …… 一心の心相を釈す

○淳心と相続心の相違

前後二心は共に信心の如実の心相を釈したものであるが、ではこれら二心にはどのような相違があるのであろうか。謂く。淳心は所信に就く。『信巻』引用の『論註』の淳心釈の細注に厚朴（純朴）とある。これより窺うに、淳心とは法を聞くことそのままにして、法との間に自力心を雑えざる相を釈す。つまり所信の法に対する心相を釈すのである。

「一つには信心淳からず（淳字 常倫反 又音純也 又厚一朴也 朴字 音卜也 藥名也 淳字 至也 誠懇之貌也 同上字）存せるが若し亡ぜるが亡きの故に。」
（『聖典全書二卷』69頁）

義山和上も次の様に云われている。

「答、先づ淳心とは『和讃』に「あつかからず」との給ふ和訓に拠り、厚を以て本義と定め、此を標準として、其の訓話の意を獲べきなり、『信卷』に：「かの純とは、古本に不淳を、不醇に作る如く、酒に水・の・雜・ら・ぬ・と・同・じ・く・、純・粹・な・れ・ば・、酒味濃かにして淡薄ならざるゆゑ、自ら厚の義を成ずるなり：朴とは質朴にて、田舎山奥の表現相応して虚偽なき如くなれば、即ち亦敦厚の義を成ずるなり、今の他力の信相、仏に向うて己が機の本分を隠蔽し、現善虚飾する等の念なく、一心に投じ正直に進む相を淳心と云ふなり。」

（『百論題上』142～143頁）

和上の酒の譬喩より窺うに、厚の義とは純粹にして他力の法に自力心を雜えざる義であり、朴とは質朴にして現善虚飾する念なく正直に進む（他力の法に向かう）義である。淳心に対して、不淳心は他力の法の中に自力の思いを雜えるが故に、若存若亡するのである。

相続心は時間に就く。時間に約して自力心の入らない心相を釈す。若存若亡も時間的な解釈ができるが（『アルトキハサモトオモフアルトキハカナフマジトオモフナリ』『高僧和讃』曇鸞讃の左訓『聖典全書二卷』428頁）、やはり淳心は所信に対する関係として決定相を示すのが主であり、若存若亡は所信に対する不決定の心相を示す。一方で等流相続に適わない心相を示すのが余念間雜の釈である。

淳心と相続心の所顯を略示すれば以下の如し。

・淳心 ∴ 所信に就く 所信に対し自力心を雜えない心相
・相続心 ∴ 時間に就く 時間に約して自力心を雜えない心相

次に聖教の他の文を引いて、淳心と相続心の心相を、もう少し詳しく明らかにしていこう。

○淳心の心相

先ず淳心について、不淳心の純朴ならざる心相を云えば、法をそのまま聞かず、この様な罪惡の凡夫では救われないのではないかと自ら憚り、仏智不思議を計らう自力心を挟む。この故に心が定まらず若存若亡の心相となるのである。『論註』の中で、この心相に対応する文を挙げるならば、次の文が存する。

「他力の乗すべきことを聞きて、当に信心を生ずべし。自ら局分（ハッカルコト）すること勿れと。」

（『聖典全書三卷』425頁 カッコ内左訓）

また淳心を終南の二河譬の文に対応せしむれば、次の文が挙げられる。

「此の人既に此に遣り、彼に喚ふを聞きて、即ち自ら正しく身心に当て、決定して道を尋ねて直ちに進んで、

疑・怯・退・心・を・生・ぜ・ず・」

(『同』549頁)

「正しく身心に当て」、「疑怯退心を生ぜず」は、法を自らの救いとしてそのまま聞き、自力心を雑えない純朴決定の心相を顕す。

次の二河譬の文は、二尊の意（願力不思議にて往生）を聞いて、自らの水火煩惱を以て憚らない心相である。

「今二尊の意に信順して、水火の二河を顧みず」

(『同』550頁)

自らの水火の二河の煩惱の問題は、自らに先んじて如来が既に解決された問題であつたと領解する故に、「水火の二河を顧み」る必要が無くなるのである。『御文章』（2帖10通）の次の文も同義である。

「当流の他力信心のおもむきと申は、あながちに我・身・の・つ・み・の・ふ・か・き・に・も・こ・ろ・を・か・け・ず、たゞ阿弥陀如来を一心一向にたのみたてまつりて…」

(『聖典全書五卷』110～111頁)

一方で、三定死の分際は、自ら局分する故に強決（若存）と惶怖（若亡）に揺れるのである。

○相続心の心相

余念間雜無いとは一心の心心相続するを云う、これは『論註』の次の文と同義である。

「无碍光如来を念じたてまつりて安樂に生と願ふこと。心・心・相・統・して・他・の・想・ひ・間・雜・する・こと・无・し・と・なり」

（『聖典全書三卷』348頁）

『聞書』には信心の相統に就いて明確に次の様に示されてある。

「この一念、臨終までとほりて往生するなり」

（『聖典全書五卷』525頁）

初一念開發の信心が壊することなく必ず一生相統する故に、弘願の信心開發の一念は一度しかありえない。故に『歎異鈔』にも「一向專修のひとにおいては、廻心といふこと、たゞひとたびあるべし。」（『聖典全書二卷』1009頁）と言われるのである。

また、二河譬の次の文の「念念に遺るゝこと無ければ」は、信心間斷せず念念相統する心相を示している。

「念念に遺るゝこと無ければ、彼の願力の道に乗じて」

（『聖典全書三卷』550頁）

一方で自力の心は間斷あつて相統することがない。これは次の『礼讃』の十三矢の文の如しである。

「若し專を捨て、雜業を修せむと欲ふ者は、百の時に希に一二を得、千の時に希に三五を得。何を以の故に。乃ち雜縁亂動して正念を失するに由るが故に …… 係・念・相・統・せ・ざるが故に、憶・想・間・斷・するが故に …… 貪・瞋・諸・」

見・煩・惱・来・た・て・間・断・す・る・が・故・に」

(『同』687～688頁)

○三在釈の在決定との対応

『論註』の三在釈の中の在決定釈は、一心の真実（在心釈）信心（在縁釈）を、無後心・無間心の心相を以て釈したものである。

「云何が決定に在る。彼の造罪人は有後心・有間心に依止して生ず。此の十念は無後心・无間心に依止して生ず。是を決定と名く。」
(『聖典全書三卷』381頁)

これら無後心・無間心は次の様に淳心・相続心に対応する。

・無後心	∴	信心の後に疑心を起さない	∴	淳心
・無間心	∴	信心相続する	∴	相続心

この詳細に就いては別論に譲る。(終)

註

『本典研鑽集記』に信心の真実の心相について次の様にある。

「或が云く、必ずしも真実の心相なきにあらず、謂くこの無疑心中に表裏なき相あり、亦違縁に逢ふと雖も、移動せざる相あり、是の如き堅固の相は即ち真実の心相と云ふべきかと。須く思摂すべし。」

（『本典研鑽集記下』24頁）